

経済産業省令第 号

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十四号）の施行に伴い、特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年 月 日

経済産業大臣 中川 昭一

特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定商取引に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第八十九号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第七条」を「第七条の二」に、「第二十三条」を「第二十三条の二」に、「第三十一条」を「第三十一条の二」に、「第三十九条」を「第三十九条の二」に、「第三十九条の二」に、「第三十九条の二」に、「第四十条・第四十六条」を「第三十九条の二・第四十六条の二」に改める。

第六条第一項の表第一号下欄イ中「経過する日までの間は」を「経過するまでは、申込者等（法第九条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第七条の二において同じ。）は」に改め、同欄ホ中「イの契約」を

「イ又は口の契約」に改め、「販売業者は」の下に「、申込者等に対し」を加え、ホを同欄へとし、同欄二中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、二を同欄ホとし、同欄八中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「販売業者は」の下に「、申込者等に対し」を加え、ハを同欄二とし、同欄口中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「解除は」の下に「、申込者等が」を加え、ロを同欄八とし、同欄イの次に次のように加える。

ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、販売業者が法第六条第一項の規定に違反して商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該販売業者が交付した法第九条第一項第一号の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。

第六条第一項の表第二号下欄イ中「経過する日までの間は」を「経過するまでは、申込者等は」に改め、同欄卜中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「販売業者は」の下に「、申込者等に対し」を加え、

トを同欄チとし、同欄へ中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「（法第九条第一項の申込者等をいう。）」を削り、「ときは」の下に「、当該申込者等は」を加え、へを同欄トとし、同欄ホ中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「当該販売業者は」の下に「、申込者等に対し、」を加え、ホを同欄へとし、同欄ニ中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、二を同欄ホとし、同欄ハ中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「販売業者は」の下に「、申込者等に対し」を加え、ハを同欄ニとし、同欄口中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「解除は」の下に「、申込者等が」を加え、口を同欄ハとし、同欄イの次に次のように加える。

ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、販売業者が法第六条第一項の規定に違反して権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該販売業者が交付した法第九条第一項第一号の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。

第六条第一項の表第三号下欄イ中「経過する日までの間は」を「経過するまでは、申込者等は」に改め、同欄へ中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「（法第九条第一項の申込者等をいう。）」を削り、「ときは」の下に「、当該申込者等は」を加え、へを同欄トとし、同欄ホ中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「役務提供事業者は」の下に「、申込者等に対し」を加え、ホを同欄へとし、同欄二中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「おいても」の下に「、役務提供事業者は、申込者等に対し」を加え、二を同欄ホとし、同欄八中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「役務提供事業者は」の下に「、申込者等に対し」を加え、八を同欄二とし、同欄口中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「解除は」の下に「、申込者等が」を加え、口を同欄八とし、同欄イの次に次のように加える。

ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、役務提供事業者が法第六条第一項の規定に違反して役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該役務提供事業者が交付した法第九条第一項第一号の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経

過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。

第六条第三項第二号中「とき」の下に「（当該販売業者が当該申込者等に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）」を加える。

第六条の次に次の一条を加える。

（訪問販売における重要事項）

第六条の二 法第六条第一項第一号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 商品の効能
- 二 商品の商標又は製造者名
- 三 商品の販売数量
- 四 商品の必要数量
- 五 役務又は権利に係る役務の効果

第七条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加え

る。

三 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。

第一章第二節中第七条の次に次の一条を加える。

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第七条の二 法第九条第一項第一号の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価

二 法第九条第一項第一号の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面により売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除を行うことができること。

三 法第九条第二項から第七項までの規定に関する事項

四 販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

五 売買契約又は役務提供契約の申込み又は締結を担当した者の氏名

六 売買契約又は役務提供契約の申込み又は締結の年月日

七 商品名及び商品の商標又は製造者名

八 商品の型式又は種類（権利又は役務の場合にあつては、当該権利又は当該役務の種類）

九 商品の数量

2 書面には日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

3 書面に記載するに際し、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4 前三項の規定により交付する書面は、様式第一によること。

5 販売業者又は役務提供事業者は、法第九条第一項第一号の書面を申込者等に交付した際には、直ちに申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容について申込者等に告げなければならない。

第八条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 磁気的方法又は光学的方法によりプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）を記録した物を販売する場合、又は電子計算機を使用する方法により映画、演劇、音楽、スポーツ、写真若しくは絵画、彫刻その他の美術工芸品を鑑賞させ、若しくは観覧させる役務を提供する場合、若しくはプログラムを電子計算機に備えられたファイルに記録し、若しくは記録させる役務を提供する場合には、当該商品又は役務を利用するために必要な電子計算機の仕様及び性能その他の必要な条件

第十一条第一号中「商品の」、「役務の」及び「権利の」の下に「種類、」を加え、同条第三号中「製造地」の下に「、商標」を加える。

第十五条中「政令第二百九十五号」の下に「。以下「令」という。」を加える。

第二十条第一項の表第一号下欄イ中「経過する日までの間は」を「経過するまでは、申込者等（法第二十条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第二十三条の二において同じ。）は」に改め、同欄ホ中「イの契約」を「イ又はロの契約」に改め、「販売業者は」の下に「、申込者等に対し」を加え、ホを同欄へとし、同欄ニ中「イの契約」を「イ又はロの契約」に改め、ニを同欄ホとし、同欄ハ中「イの契約」を「イ又

は口の契約」に改め、「販売業者は」の下に「、申込者等に対し」を加え、八を同欄二とし、同欄口中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「解除は」の下に「、申込者等が」を加え、口を同欄八とし、同欄イの次に次のように加える。

ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、販売業者が法第二十一条第一項の規定に違反して商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、

これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該販売業者が交付した法第二十四条第一項第一号の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。

第二十条第一項の表第二号下欄イ中「経過する日までの間は」を「経過するまでは、申込者等は」に改め、同欄ト中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「販売業者は」の下に「、申込者等に対し」を加え、トを同欄チとし、同欄へ中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「（法第二十四条第一項の申込者等をいう。）」を削り、「ときは」の下に「、当該申込者等は」を加え、へを同欄トとし、同欄ホ中「イの

契約」を「イ又は口の契約」に改め、「当該販売業者は」の下に「、申込者等に対し、」を加え、ホを同欄へとし、同欄二中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、二を同欄ホとし、同欄八中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「販売業者は」の下に「、申込者等に対し」を加え、八を同欄二とし、同欄口中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「解除は」の下に「、申込者等が」を加え、口を同欄八とし、同欄イの次に次のように加える。

ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、販売業者が法第二十一条第一項の規定に違反して権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該販売業者が交付した法第二十四条第一項第一号の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。

第二十条第一項の表第三号下欄イ中「経過する日までの間は」を「経過するまでは、申込者等は」に改め、同欄へ中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「（法第二十四条第一項の申込者等をいう。）」を

削り、「ときは」の下に「、当該申込者等は」を加え、へを同欄トとし、同欄ホ中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「役務提供事業者は」の下に「、申込者等に対し」を加え、ホを同欄へとし、同欄二中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「おいても」の下に「、役務提供事業者は、申込者等に対し」を加え、二を同欄ホとし、同欄ハ中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「役務提供事業者は」の下に「、申込者等に対し」を加え、ハを同欄二とし、同欄ロ中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「解除は」の下に「、申込者等が」を加え、ロを同欄ハとし、同欄イの次に次のように加える。

ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、役務提供事業者が法第二十一条第一項の規定に違反して役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことににより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該役務提供事業者が交付した法第二十四条第一項第一号の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。

第二十条第三項第二号中「とき」の下に「（当該販売業者が当該申込者等に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）」を加える。

第二十二條の次に次の一条を加える。

（電話勧誘販売における重要事項）

第二十二條の二 法第二十一条第一項第一号の經濟産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 商品の効能
 - 二 商品の商標又は製造者名
 - 三 商品の販売数量
 - 四 商品の必要数量
 - 五 役務又は権利に係る役務の効果
- 第二十三條中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
- 三 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。
- 第一章第四節中第二十三條の次に次の一条を加える。

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第二十三条の二 法第二十四条第一項第一号の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価

二 法第二十四条第一項第一号の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面により売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除を行うことができること。

三 法第二十四条第二項から第七項までの規定に関する事項

四 販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

五 売買契約又は役務提供契約の申込み又は締結を担当した者の氏名

六 売買契約又は役務提供契約の申込み又は締結の年月日

七 商品名及び商品の商標又は製造者名

八 商品の型式又は種類(権利又は役務の場合にあつては、当該権利又は当該役務の種類)

九 商品の数量

2 書面には日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

3 書面に記載するに際し、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4 前三項の規定により交付する書面は、様式第一によること。

5 販売業者又は役務提供事業者は、法第二十四条第一項第一号の書面を申込者等に交付した際には、直ちに申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容について申込者等に告げなければならない。

第二十四条の次に次の二条を加える。

(連鎖販売取引における重要事項)

第二十四条の二 法第三十四条第一項第一号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 商品の効能
- 二 商品の商標又は製造者名

三 商品の販売数量

四 役務又は権利に係る役務の効果

(法第三十四条第四項の経済産業省令で定める場所)

第二十四条の三 法第三十四条第四項の経済産業省令で定める場所は、次の各号に掲げるものとする。

一 営業所

二 代理店

三 露店、屋台店その他これらに類する店

四 前三号に掲げるもののほか、一定の期間にわたり、商品を陳列し、当該商品を販売する場所であつて、店舗に類するもの

第二十五条第一項第一号中「連鎖販売業を行う者」を「一般連鎖販売業」に改め、「電話番号」の下に「(勧誘者又は一般連鎖販売業にあつては、その連鎖販売業に係る統括者の氏名又は名称、住所及び電話番号を含む。)」を加え、同項第二号及び第四号並びに同条第二項の規定中「連鎖販売業を行う者」を「一般連鎖販売業」に改める。

第二十六条の二及び第二十六条の三中「連鎖販売業を行う者」を「一般連鎖販売業者」に改める。

第二十七条第一号中「商品の」、「役務の」及び「権利の」の下に「種類、」を加え、同条第二号中「製造地」の下に「、商標」を加え、同条第五号中「連鎖販売業を行う者」を「一般連鎖販売業者」に改め、同条第六号中「まで」の下に「及び第四十条の二第一項から第五項まで」を加える。

第二十八条第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者、割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は割賦購入あつせん業者に対抗することができること。

第二十九条第一号を次のように改める。

一 統括者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

第二十九条中第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者、割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は割賦購入あつせん業者に対抗することができること。

第二十九条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 連鎖販売業を行う者が統括者でない場合には、当該連鎖販売業を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

第三十条第一項の表第三号上欄中「当該契約」を「法第四十条第一項の規定による当該契約」に、「法第

四十条第一項から第三項まで」を「法第四十条第二項及び第三項」に改め、同号下欄イ中「経過する日まで
の間は」を「経過するまでは、連鎖販売加入者は」に改め、同欄へを削り、同欄ホ中「イの契約」を「イ又
は口の契約」に改め、「連鎖販売業を行う者は」の下に「、連鎖販売加入者に対し」を加え、ホを同欄へと
し、同欄二中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、二を同欄ホとし、同欄八中「イの契約」を「イ又
は口の契約」に改め、八を同欄二とし、同欄口中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「連鎖販売業
を行う者は」の下に「、連鎖販売加入者に対し」を加え、口を同欄八とし、同欄イの次に次の一号を加える。

ロ イに記載した事項にかかわらず、連鎖販売加入者が、統括者若しくは勧誘者が法第三十四条第一項
の規定に違反し若しくは一般連鎖販売業者が同条第二項の規定に違反して法第四十条第一項の規定に
よる連鎖販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又
は統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑
し、これらによつて法第四十条第一項の規定による当該契約の解除を行わなかつた場合には、その連
鎖販売業に係る統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が交付した法第四十条第一項の書面を当該連鎖
販売加入者が受領した日から起算して二十日を経過するまでは、当該連鎖販売加入者は、書面により

当該契約の解除を行うことができること。

第三十条第一項の表中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

<p>四 法第四十条の二第一項の規定による商品に係る連鎖販売契約の解除に関する事項（同条第二項から第五項までの規定に関する事項を含む。）</p>	<p>イ 法第三十七条第二項の書面を受領した日（その契約に係る特定負担が再販売をする商品の購入についてのものである場合において、その契約に基づき購入したその商品につき最初の引渡しを受けた日）がその受領した日後であるときは、その引渡しを受けた日から起算して二十日を経過した後においては、連鎖販売加入者は将来に向かつて連鎖販売契約の解除を行うことができること。</p> <p>ロ イに記載した事項により連鎖販売契約が解除されたときは、連鎖販売業を行う者は、連鎖販売加入者に対し、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額及び次に掲げる額を合算した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を請求することができないこと。</p>
--	---

(1) 引渡しがされた当該商品（法第四十条の二第二項の規定により当該商品に係る商品販売契約が解除されたものを除く。）の販売価格に相当する額

(2) 提供された特定利益その他の金品（法第四十条の二第二項の規定により解除された当該商品の販売に係る契約（当該連鎖販売契約のうち当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る商品の販売に係る部分を含む。以下この号において「商品販売契約」という。）に係る商品に係るものに限る。）に相当する額

八 イに記載した事項により連鎖販売契約が解除された場合において、その解除がされる前に、連鎖販売業を行う者が、既に、連鎖販売業に係る商品の販売等を行っているときは、次に掲げる場合を除き、連鎖販売加入者（当該連鎖販売契約を締結した日から一年を経過していない者に限る。以下この号において同じ。）は商

品販売契約の解除を行うことができること。

(1) 当該商品の引渡し（当該商品が施設を利用し又は役務の提供を受ける権利である場合にあつては、その移転。以下この号において同じ。）を受けた日から起算して九十日を経過したとき。

(2) 当該商品を再販売したとき。

(3) 当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき（当該連鎖販売業に係る商品の販売を行った者が当該連鎖販売加入者に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）。

(4) 令第十条の二で定めるとき。

二 八に記載した事項により商品販売契約が解除されたときは、連鎖販売業を行う者は、連鎖販売加入者に対し、次の(1)に該当する

場合にあつてはその定める額、又は次の(2)に該当する場合にあつてはその定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を請求することができないこと。

(1) 当該商品が返還された場合又は当該商品販売契約の解除が当該商品の引渡し前である場合 当該商品の販売価格の十分の一に相当する額

(2) 当該商品が返還されない場合 当該商品の販売価格に相当する額

ホ 八に記載した事項により商品販売契約が解除されたときは、当該商品に係る一連の連鎖販売業の統括者は、連帯して、その解除によつて生ずる当該商品の販売を行った者の債務の弁済の責めに任ずること。

<p>五 法第四十条の二第一項の規定による役務に係る連鎖販売契約の解除に関する事項（同条第二項から第五項までの規定に関する事項を含む。）</p>	<p>へ 連鎖販売契約又は商品販売契約の解除について特約がある場合には、その内容</p> <p>イ 法第三十七条第二項の書面を受領した日から起算して二十日を経過した後においては、連鎖販売加入者は将来に向かつて連鎖販売契約の解除を行うことができること。</p> <p>ロ イに記載した事項により連鎖販売契約が解除されたときは、連鎖販売業を行う者は、連鎖販売加入者に対し、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額に提供された当該役務の対価に相当する額を加算した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を請求することができること。</p> <p>ハ 連鎖販売契約の解除について特約がある場合には、その内容</p>
--	---

第三十一条第二号中「連鎖販売業を行う者（統括者又は勧誘者以外の者であつて連鎖販売業を行う者に限

る。」を「一般連鎖販売業者」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 連鎖販売取引の相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。

第二章中第三十一条の次に次の一条を加える。

(連鎖販売契約の解除の妨害後の書面の交付)

第三十一条の二 法第四十条第一項の規定により交付する書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 連鎖販売契約の内容
- 二 法第四十条第一項の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して二十日を経過するまでは、書面により連鎖販売契約の解除を行うことができること。
- 三 法第四十条第二項及び第三項の規定に関する事項
- 四 統括者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
- 五 連鎖販売業を行う者が統括者でない場合には、当該連鎖販売業を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

六 契約年月日

2 書面には日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

3 書面に記載するに際し、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4 前三項の規定により交付する書面は、様式第二によること。

5 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、法第四十条第一項の書面を連鎖販売加入者に交付した際には、直ちに連鎖販売加入者が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容について連鎖販売加入者に告げなければならない。

第三十二条第一項第一号八中「商品名」の下に「種類及び数量」を加え、同号り中「（昭和三十六年法律第一百五十九号）」を削り、「第三十条の五」を「第三十条の五第一項」に改め、同項第二号八中「商品名」の下に「種類及び数量」を加え、同号り中「第三十条の五」を「第三十条の五第一項」に改める。

第三十三条第一項第三号中「時間数」の下に「回数その他の数量」を加え、同条第二項中第七号を第八

号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「第三十条の五」を「第三十条の五第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 役務の提供に際し役務の提供を受けようとする者が購入する必要がある商品がある場合にはその種類及び数量

第三十四条第一項の表第二号下欄イ中「経過する日までの間は」を「経過するまでは、特定継続的役務の提供を受ける者は」に改め、同欄ル中「への契約」を「トの契約」に改め、「者は」の下に「、特定継続的役務の提供を受ける者に対し」を加え、ルを同欄ヲとし、同欄又中「への契約」を「トの契約」に改め、又を同欄ルとし、同欄リ中「への契約」を「トの契約」に改め、「者は」の下に「、特定継続的役務の提供を受ける者に対し」を加え、リを同欄又とし、同欄チ中「への契約」を「トの契約」に改め、チを同欄リとし、同欄ト中「への解除」を「トの解除」に改め、トを同欄チとし、同欄ヘ中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「ときは」の下に「、特定継続的役務の提供を受ける者は」を加え、ヘを同欄トとし、同欄ホ中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「役務提供事業者は」の下に「、特定継続的役務の提供を受ける者に対し」を加え、ホを同欄ヘとし、同欄ニ中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「役務提供

事業者は」の下に「、特定継続的役務の提供を受ける者に対し」を加え、二を同欄ホとし、同欄ハ中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「役務提供事業者は」の下に「、特定継続的役務の提供を受ける者に対し」を加え、ハを同欄ニとし、同欄口中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「解除は」の下に「、特定継続的役務の提供を受ける者が」を加え、ロを同欄ハとし、同欄イの次に次のように加える。

ロ イに記載した事項にかかわらず、特定継続的役務の提供を受ける者が、役務提供事業者が法第四十条第一項の規定に違反して法第四十八条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は役務提供事業者が法第四十四条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて法第四十八条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかつた場合には、当該役務提供事業者が交付した法第四十八条第一項の書面を当該特定継続的役務の提供を受ける者が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該特定継続的役務の提供を受ける者は、書面により当該特定継続的役務提供契約の解除を行うことができること。

第三十四条第一項の表第三号下欄イ中「おいては」の下に「、特定継続的役務の提供を受ける者は」を加

え、同欄口中「役務提供事業者は」の下に「、特定継続的役務の提供を受ける者に対し」を加え、同欄八中「ときは」の下に「、特定継続的役務の提供を受ける者は」を加え、同欄ホ中「者は」の下に「、特定継続的役務の提供を受ける者に対し」を加え、同条第二項第二号中「とき」の下に「（当該販売業者が当該特定継続的役務の提供を受ける者に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）」を加える。

第三十五条第一項第三号中「時間数」の下に「、回数その他の数量」を加え、同条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「第三十条の五」を「第三十条の五第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 当該権利の行使による役務の提供に際し当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者が購入する必要がある商品がある場合にはその種類及び数量

第三十六条第一項の表第二号下欄イ中「経過する日までの間は」を「経過するまでは、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者は」に改め、同欄ヲ中「トの契約」を「チの契約」に改め、「者は」の下に「、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者に対し」を加え、ヲを同欄ワとし、同欄ル中「トの契

約」を「チの契約」に改め、ルを同欄ヲとし、同欄又中「トの契約」を「チの契約」に改め、「者は」の下に「、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者に対し」を加え、又を同欄ルとし、同欄リ中「トの契約」を「チの契約」に改め、リを同欄又とし、同欄チ中「トの解除」を「チの解除」に改め、チを同欄リとし、同欄ト中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「ときは」の下に「、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者は」を加え、トを同欄チとし、同欄へ中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「販売業者は」の下に「、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者に対し」を加え、へを同欄トとし、同欄ホ中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「販売業者は」の下に「、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者に対し」を加え、ホを同欄へとし、同欄ニ中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、ニを同欄ホとし、同欄ハ中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「販売業者は」の下に「、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者に対し」を加え、ハを同欄ニとし、同欄口「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「解除は」の下に「、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者」を加え、口を同欄ハとし、同欄イの次に次のように加える。

口 イに記載した事項にかかわらず、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者が、販売業者が

法第四十四条第一項の規定に違反して法第四十八条第一項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は販売業者が法第四十四条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて法第四十八条第一項の規定による特定権利販売契約の解除を行わなかつた場合には、当該販売業者が交付した法第四十八条第一項の書面を当該特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者は、書面により当該特定権利販売契約の解除を行うことができること。

第三十六条第一項の表第三号下欄イ中「おいては」の下に「、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者は」を加え、同欄口中「販売業者は」の下に「、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者に対し」を加え、同欄八中「ときは」の下に「、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者は」を加え、同欄ホ中「者は」の下に「、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者に対し」を加え、同条第二項第二号中「とき」の下に「（当該販売業者が当該特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）」を加える。

第三十七条第一号中「権利の」の下に「種類又は」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（特定継続的役務提供における重要事項）

第三十七条の二 法第四十四条第一項第二号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 商品の効能

二 商品の商標又は製造者名

三 商品の販売数量

四 商品の必要数量

第三十八条を次のように改める。

（書類の備付け）

第三十八条 法第四十五条第一項に規定する業務及び財産の状況を記載した書類は、貸借対照表、損益計算書及び営業報告書（会社以外の者にあつては、これらに準ずる書類）とする。

2 当該書類は、事業年度ごとに当該事業年度経過後三月以内に作成し、特定継続的役務提供等契約に関する業務を行う事務所に遅滞なく備え置かなければならない。

3 備え置いた書類は、備え置いた日から起算して三年を経過する日までの間、保管すること。

第三十九条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。

第三章中第三十九条の次に次の一条を加える。

(特定継続的役務提供契約の解除の妨害後の書面の交付)

第三十九条の二 法第四十八条第一項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定継続的役務提供等契約の内容及び関連商品の商品名

二 役務の対価又は権利の販売価格その他の特定継続的役務提供受領者等が支払わなければならない金銭

の額

三 法第四十八条第一項の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書

面により特定継続的役務提供等契約の解除等を行うことができること。

四 法第四十八条第二項から第七項までの規定に関する事項

- 五 役務提供事業者又は販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
- 六 特定継続的役務提供等契約の申込み又は締結を担当した者の氏名
- 七 特定継続的役務提供等契約の締結の年月日
- 八 関連商品がある場合には、当該商品を販売する者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
- 2 書面には日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。
- 3 書面に記載するに際し、第一項第三号及び同項第四号に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。
- 4 前三項の規定により交付する書面は、様式第三によること。
- 5 役務提供事業者又は販売業者は、法第四十八条第一項の書面を特定継続的役務提供受領者等に交付した際には、直ちに特定継続的役務提供受領者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第三号及び同項第四号に掲げる内容について特定継続的役務提供受領者等に告げなければならない。

第四章中第四十条の前に次の二条を加える。

(業務提供誘引販売取引における重要事項)

第三十九条の三 法第五十二条第一項第一号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 商品の効能
- 二 商品の商標又は製造者名
- 三 商品の販売数量
- 四 商品の必要数量
- 五 役務又は権利に係る役務の効果

(法第五十二条第三項の経済産業省令で定める場所)

第三十九条の四 法第五十二条第三項の経済産業省令で定める場所は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 営業所
- 二 代理店
- 三 露店、屋台店その他これらに類する店

四 前三号に掲げるもののほか、一定の期間にわたり、商品を陳列し、当該商品を販売する場所であつて、店舗に類するもの

第四十二条第三号中「商品の」、「役務の」及び「権利の」の下に「種類、」を加え、同条第四号中「製造地」の下に「、商標」を加える。

第四十三条及び第四十四条中「第三十条の五」を「第三十条の五第一項」に改める。

第四十五条第二項の表第三号下欄イ中「経過する日までの間は」を「経過するまでは、業務提供誘引販売取引の相手方は」に改め、同欄ホ中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「者は」の下に「、業務提供誘引販売取引の相手方に対し」を加え、ホを同欄へとし、同欄ニ中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、ニを同欄ホとし、同欄ハ中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「解除は」の下に「、業務提供誘引販売取引の相手方が」を加え、ハを同欄ニとし、同欄ロ中「イの契約」を「イ又は口の契約」に改め、「者は」の下に「、業務提供誘引販売取引の相手方に対し」を加え、ロを同欄ハとし、同欄イの次に次のように加える。

ロ イに記載した事項にかかわらず、業務提供誘引販売取引の相手方が、業務提供誘引販売業を行う者

が法第五十二条第一項の規定に違反して業務提供誘引販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は業務提供誘引販売業を行う者が法第五十二条第二項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて業務提供誘引販売契約の解除を行わなかつた場合には、当該業務提供誘引販売業を行う者が交付した法第五十八条第一項の書面を当該業務提供誘引販売取引の相手方が受領した日から起算して二十日を経過するまでは、当該業務提供誘引販売取引の相手方は、書面によりその契約の解除を行うことができること。

第四十六条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 業務提供誘引販売取引の相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。

第四章中第四十六条の次に次の一条を加える。

(業務提供誘引販売契約の解除の妨害後の書面の交付)

第四十六条の二 法第五十八条第一項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 業務提供誘引販売取引についての契約の内容

- 二 法第五十八条第一項の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して二十日を経過するまでは、書面により業務提供誘引販売取引についての契約の解除を行うことができること。
- 三 法第五十八条第二項及び第三項の規定に関する事項
- 四 業務提供誘引販売業を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
- 五 当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の締結を担当した者の氏名
- 六 契約年月日
- 2 書面には日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。
- 3 書面に記載するに際し、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。
- 4 前三項の規定により交付する書面は、様式第四によること。
- 5 業務提供誘引販売業を行う者は、法第五十八条第一項の書面を業務提供誘引販売取引の相手方に交付した際には、直ちに業務提供誘引販売取引の相手方が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二

号及び同項第三号に掲げる内容について業務提供誘引販売取引の相手方に告げなければならない。

第四十七条第二項中「様式第二」を「様式第五」に改める。

様式第一を削り、様式第二を様式第五とし、同様式の前に様式第一から様式第四までとして次のように加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年十一月十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の特定商取引に関する法律施行規則（以下「新省令」という。）第六条及び第二十条の規定は、この省令の施行後に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はこの省令の施行後に締結された売買契約若しくは役務提供契約（この省令の施行前にその申込みを受けたものを除く。）について適用し、この省令の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの省令の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの省令の施行前に締結された売買契約若しくは役務提供契約については、なお従前の例による。

2 新省令第二十九条、第三十条、第三十三条から第三十六条まで及び第四十五条の規定は、この省令の施行後に締結された特定商取引に関する法律第三十三条第一項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引に

ついでに「連鎖販売契約」という。）、同法第四十一条第一項第一号に規定する特定継続的役務提供契約（以下「特定継続的役務提供契約」という。）、若しくは同項第二号に規定する特定権利販売契約（以下単に「特定権利販売契約」という。）、又は同法第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売契約（以下「業務提供誘引販売契約」という。）、について適用し、この省令の施行前に締結された連鎖販売契約、特定継続的役務提供契約若しくは特定権利販売契約又は業務提供誘引販売契約については、なお従前の例による。